犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和五十五年国家公安委員会規則第六号) 傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)

いずれかに該当する親族関係があつたとき (第三号に規定する親族関係 において単に「第一順位遺族」という。) と加害者との間に次の各号の 律第三十六号。以下「法」という。) 第四条第一号の第一順位遺族 (第 付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法 合に限る。 にあつては、 順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第十条まで 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は犯罪被害者等給 ば 犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者とが同居していた場 犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

\ = (略)

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例

(略)

2 を乗じて得た額を支給するものとする。 ときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額に三分の二 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当する

事情がある場合 社会通念上適切であると認められる場合を除く。)又はこれに準ずる 第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが 第六条第一号に定める事由 (これに準ずるものを含む。 第五条に定める事由(これらに準ずるものを含む。 児童虐待等」という。 第二条各号のいずれかに定める事由がある場合において、 次のアからウまでに掲げるいずれかの行為 (次項第一号において に該当すると認められるとき (第四条又は)がある場合及び があり、法 犯罪行為

児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号)第

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)

現

行

第 | | | | | | | 給しないものとする。 いずれかに該当する親族関係があつたときは、犯罪被害者等給付金を支 において単に「第一順位遺族」という。) と加害者との間に次の各号の 律第三十六号。以下「法」という。) 第四条第一号の第一順位遺族 (第 付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和五十五年法 順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第十条まで 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は犯罪被害者等給

\ = (略)

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例

第十条 (略)

2 を乗じて得た額を支給するものとする。 ときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額に三分の二 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当する

険が生じていた場合に限る。 者による児童虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危 二条に規定する児童虐待 (当該犯罪行為が行われた時に、当該加害

- た時に、 又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。 に係る部分に限る。 (平成十七年法律第百二十四号) 第二条第三項に規定する高齢者虐 高齢者虐待の防止、 (同条第四項第二号、 当該加害者による高齢者虐待により当該犯罪被害者の生命)に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われ 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第五項第一号ホ及び同項第二号 (第一号ホ
- ウ 虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じてい 為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による障害者 た場合に限る。 平成二十三年法律第七十九号)第二条第二項に規定する障害者虐 障害者虐待の防止、 (同条第六項第二号、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第七項第五号及び第八項第五号に掲げる行

(略)

三二 (略)

- 3 法第九条の規定による額を支給するものとする。 次の各号のいずれかに該当するときは、 前二項の規定にかかわらず、
- 場合を除く。)又はこれに準ずる事情がある場合 乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる 準ずるものを含む。) があり、法第九条の規定による額に三分の一を がある場合及び第六条第二号又は第七条前段に定める事由 (これらに れるとき(第六条第一号に定める事由(これに準ずるものを含む。 合に限る。)において、犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認めら 第一項第二号の規定に該当する場合 (第三条に定める事由がある場
- と認められるとき。 める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定

(略)

(略)

3 支給するものとする。 められるときは、 る事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認 前項の規定に該当する場合において、 同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を 第六条第二号又は第七条に定め